

2007/11/06
創刊号

岡山パブリック 法律事務所

ニュース・レター

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所



所長の水谷 賢
(みずたに けん)

発刊に寄せて

所長弁護士 水谷 賢

平成16年8月に岡山パブリック法律事務所が設立されて3年が過ぎました。設立当初から定期にニュース・レターを発行して皆さんに活動の内容を報告すべきだったのですが、とにかく忙しくて発行が遅れてしまいました。今後はできる限り詳しくお知らせていきたいと思います。

第1号発刊に寄せてこの事務所の目標と到達点を少し整理しておきたいと思います。目標の第1は「市民のための駆け込み寺」になることです。延べ約40名の弁護士の協力により、夜間でも土日でも相談ができるようになっています。法律扶助の利用を徹底すること、着手金の長期分割払いに応じることにより、「お金がないから」という理由で法律相談や受任を断ることはありません。少額事件でも不採算事件でも断ることはできません。このため、他の事務所ではなかなか受任しにくい事件や、精神的に病んでいる方を含めてまさに「市民の駆け込み寺」になっています。第1の目標はほぼ達成できたと思えます。

第2の目標は、この事務所から過疎地に弁護士を派遣することです。今年の10月には高知県安芸市、鹿児島県指宿市にそれぞれ1人の弁護士を派遣しました。2人とも法テラス法律事務所の所長として頑張っています。過疎地派遣の目標もまず達成、といつていいかと思います。

第3の目標は法科大学院への協力です。私たちの事務所から榎本弁護士を実務家専任教員として岡山大学法科大学院に派遣するとともに、他にも3人の弁護士が非常勤教員として教えています。また本年4月には、岡山大学法科大学院に事務所の支所を開設しました。法科大学院への協力という目標も一応は達成できたかと思います。

第4の目標は弁護士任官です。この事務所の弁護士から裁判官を任官させるという目標は残念ながらまだ実現できていません。しかし、数年中には何とかこの目標を達成したいと考えています。

第5の目標は平成21年からはじまる裁判員制度、被疑者国選全件弁護事件への積極的対応です。件数からみればまだ少ないので、複雑重大否認事件の国選弁護事件も積極的に引き受けています。県北地域での取り組みを強化させるために本年4月には高木弁護士を派遣して津山支所を設けました。

しかし、1人の弁護士で管内5カ所の警察署の当番弁護を担当することはかなりの負担です。来年には、新人弁護士を追加派遣して2人体制にする予定です。

このように3年余りの期間で設立当初の5つの目標のいくつかは達成できました。しかし残りの目標を達成し、さらにこれを維持拡充するためには、何といってもベテラン、中堅、新人弁護士の確保が必要です。この事務所からは毎年2名前後の弁護士が過疎地に赴くわけですから、どうしてもこれらの弁護士の力が必要となるからです。幸い今までスタッフ弁護士の努力で、県民からの期待に応えることができました。今後会員の方で、この事務所で働いてみたいという方の参加を歓迎します。この事務所で数年間でいいですからともに仕事をしてみませんか。きっと多種多様な事件があなたの弁護士の力量を大きく成長させることをお約束します。



中央) 水谷 賢 (所長)
右) 榎本康浩 (岡山大学内支所長)
左) 高木成和 (津山支所長)

東京パブリック法律事務所が来岡



さる2007年7月13日に弁護士法人東京パブリック法律事務所の先生8名が岡山パブリック法律事務所を訪問されました。

翌日の讃岐うどんツアーは台風のためやむなく中止となってしましましたが、情報交換の場を持つことができ、有意義な時間を過ごすことができました。



台風直撃の中
倉敷観光

事務所から

公設の絆

事務局長 新谷淑江

司法制度改革の波が高まる中、司法過疎問題や、来るべき全件被疑者国選制度をにらんで、全国各地で公設事務所の必要性について検討が行われています。

そんな中、当事務所では、同じ都市型公設事務所の東京パブリック法律事務所との親交を深めています。

岡山に公設を！と計画したとき、先駆事務所のモデルとして視察に訪れたのが東京パブリック。

その後もことあるごとに事務所を訪問し、その都度多くの経験やノウハウを惜しみなく伝授していただきました。何より、生き生きと働く、同じ志を持つ仲間の姿に触発されました。

特に、「公設のおとうさん」こと東京パブリックの元事務局長・萱村巖を当事務所の事務局副所長に据えるというダイナミックな人事交流が実現してからは、さらに連携を強化しつつあります。

7月13日は、東京パブリック法律事務所とそのゆかりの事務所から、8名の弁護士を岡山に迎え、4月の開所以降軌道に乗り始めた津山支所と岡山大学内支所を案内し、夜は事務所あげての歓迎会で盛り上りました。

また、翌14日は、あいにくの天候の中でしたが、岡山の名所と味覚を堪能していただくことができました。

この交流をきっかけに、一步踏み込んで、事務所全体としての経験交流合宿ができるかとの提案があり、双方事務所の企画担当者の入念な計画・折衝の結果、この11月3日4日に実現する運びとなりました。

また、10月31日、11月22日、12月12日と13日は、弁護士採用に向けての就職説明会を、初の試みとして両パブリック合同で、東京にて行います。

「公設法律事務所って何?」という人がまだまだ多い中、広く理解と協力を求めて、これからも一層、公設の絆を深めていけたらと願っています。

旅立つ2人の弁護士

岡山パブリック法律事務所から2人の弁護士が過疎地へと旅立ちました。2人の弁護士は岡山パブリック法律事務所で1年間勤務し、今年の10月から鎌田毅弁護士は高知県安芸市の「法テラス安芸法律事務所」へ、吉川拓威弁護士は鹿児島県指宿市の「法テラス指宿法律事務所」へ赴き、業務を開始しています。

退所にあたって

鎌田毅

私は、平成18年10月から、平成19年9月までの間、岡山パブリック法律事務所で勤務しておりましたが、この10月から高知県の安芸市というところにあります、法テラス安芸法律事務所に3年間赴任することになりました。

法テラスとは、全国の皆様があまねく法的サービスを受けることができるようになります、という目的で、昨年設立された組織です。弁護士が近くにいないため、弁護士にすぐに相談したりすることができない人のために法律事務所を設置することを目的の一つとしており、法テラス安芸法律事務所も、現在のところ弁護士が1人しかいない高知地方裁判所安芸支部で法的サービスを提供することを目的にしています。



開所式の鎌田毅弁護士(安芸)

前置きが長くなりましたが、赴任先には、弁護士が1人しかおりませんので、これまでのようには他の弁護士の協力も得つつ仕事をする、ということはできません。私のように、弁護士経験が1年しかない者が勤めるにはいささか荷の重い仕事ではあります。これまで経験したことのないような事件にあたらなければならないでしょう。

しかし、この一年間、岡山パブリックで学んだことを生かし、全力でぶつかっていきたい、と思っています。

また、事務所で相談者の方がおいでになるのを待つだけではなく、積極的に外部へ出て、少しでも安芸支部の方々が法律を身近に感じていただくことができるよう、がんばっていきたいと思っています。

開所式の吉川拓威弁護士（指宿）

法テラス開所にあたっての抱負

吉川拓威

私が、スタッフ弁護士の養成事務所として岡山パブリック法律事務所にお世話になってから、早くも1年が経ちました。この間、岡山パブリック法律事務所の先生方及び事務員の方々には、大変お世話になりました。改めて、感謝したいと思います。



また、スタッフ弁護士を疑問視する声がある中で、とりあえず応援してくださった岡山弁護士会の会員の皆様方にも感謝しております。

私は、平成19年の10月から、鹿児島県の指宿に、法テラスのスタッフ弁護士として赴任しました。

私が、スタッフ弁護士を志望したのは、司法試験に合格したころ、ちょうど、時期的に司法制度改革の中で、全国的なネットワークのある法テラスというものができると聞き、こういった新しい制度に関わってみたいと思ったからでした。弁護士の仕事は、人との信頼関係に基づいており、仕事を誰かにまかせて、別の場所に移動したり、別の法曹になったりするのには、なじまない性格があると思います。ただ、過疎地などあまり人が行きたがらない仕事、やりたがらない仕事などのために、こういった制度があつてもいいのかなとも思うのです。個人的には、各地方都市に都市型公設事務所を作つて、そこから支所を出すという形のほうが、いいように思いますが、それがなかなか進まないなら、法テラスのような形もやむを得ないのではないかと思うのです。

さて、抱負なのですが、今でも、すぐに答えられないことは、山ほどあります。ただ、とりあえずやってみる。よくわからない点があれば、パブリックの先生方を始めとして諸先生方に聞き回る。そして、なんとか解決できれば、と思っています。ある先生に言われた「とりあえずやってみる。理屈は後で考える。」という心構えでやっていけたらと考えています。

ただ、あまり気負うのも良くないと思うので、少し肩の力を抜いて、指宿の地を楽しみながら仕事をしたいと思っています。

最後ですが、岡山パブリック法律事務所の皆様方、また、岡山弁護士会の先生方、この1年本当にありがとうございました。

韓国の「共感」を訪問してきました。

『共感』事務所にて(後列左から3番目 河端武史弁護士)



河端武史

さる平成19年7月26日から3泊4日で、水谷所長、萱村副所長、私、吉川弁護士の4名で韓国出張へ行って参りました。目的は韓国の司法制度の視察と公益的な活動を行っている団体や法律事務所との交流となっております。

さて、今回の出張は全般的に晴天に恵まれ、特に大きな事故もなく、非常に順調なスケジュール進行ができましたが、その中から特に訪問先を2カ所ピックアップして、今回お伝えしようと思います。まず、各訪問先の概要の説明から行います。

1カ所目は「民主社会のための弁護士の集い(民弁)」で、ここは、韓国が軍事政権下にあった頃から、民主化の過程で発生したいわゆる政治的良心囚に対する弁護活動を積極的に引き受けて民主化運動に助力した弁護士集団に端を発するもので、現在も相当数の韓国の弁護士が加入し、公益的な訴訟活動や、政治・広報活動を行っている団体です。

会長以下、各種委員会、事務局等から構成されており、韓国全土に7カ所に支部を持っている比較的大きな組織で、我々が訪問したのはソウルにある本部事務所です。

民弁の活動は、日本では日弁連ないし地方単位会の委員会等の活動と重なりますが、民弁は日本でいう青法協や自由法曹団のような任意団体で、韓国の弁護士会自体は別にあります。ただ、韓国の弁護士会は日本の弁護士会と異なって公益的活動等を行うような形の組織ではないので、民弁の存在意義は極めて大きいものがあります。

2カ所目は「共感」ですが、ここは日本でいう都市型公設事務所で、不採算の公益的事件や社会的意義の大きい事件を中心に取り扱っています。日本の公設事務所と異なるのはアルムダウン財団という公益活動への財政的援助を行う財団の公益弁護士基金を財政基盤として設立されているという点です。

組織としては、弁護士5名と幹事1名、事務員数名程度ですが、他に司法修習生やインターンを常時受け入れており、我々の訪問時にも数名が研修中でした。

取り扱う事件は日本の公設事務所とさほど変わりはなく、障害者や労働者、女性関係の事件、いわゆる社会的弱者やマイノリティーの事件が多いようです。

ただ、多重債務問題は、日本で儲けられなくなったサラ金が大々的に進出していることもあって社会的耳目を集め始めているようではありましたか、いまだ法制度が未整備なのかよく分かりませんが、法律家の出る幕はないようです。

なお、韓国は日本ほど面積は広くなく、比較的まとまった形をした半島で、南北に延びているだけでなく離島や山間部も多い日本ほど交通の障壁が少ないため、過疎はたぶんあるのでしょうか、過疎地支援ということはあまり問題にはなっていないようです。

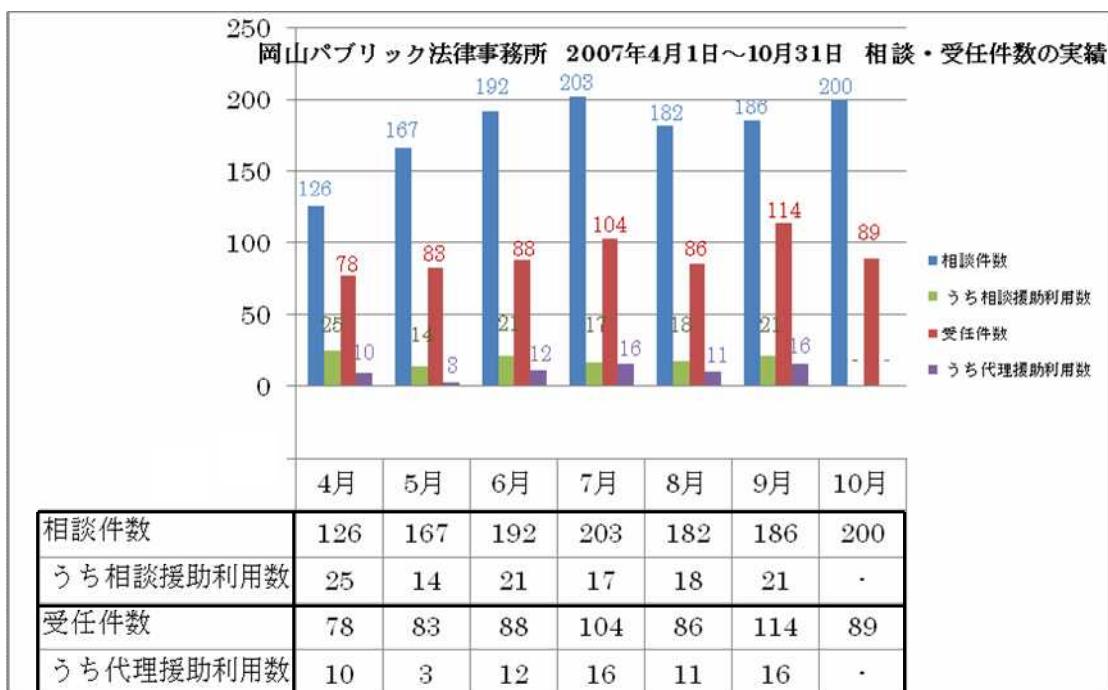
ちなみに、韓国も法曹人口が増加する段階にあり、ロースクール制度も近年中には導入されるようですが、日本の失敗はしっかり参考にさせていただくということでした。

さて、経済面や学術面での交流はすでに積極的に行われているわけですから、法曹会も積極的に交流して、各国の相違を踏まえながら、参考になる部分があれば積極的に情報を交換して、さらなる改善や発展に役立っていく機会を設けることは非常に有意義なことではないかと思います。

そのうち日本の司法制度改革が失敗のまま終われば、その失敗に学んだ韓国を参考にする日が来るかもしれません、法制度の問題はともかくとして、アメリカ合衆国型の自由競争市場原理主義社会が世界を席巻している現状においては、公益的活動は国際的に共通した問題となる部分も多いかと思いますので、国際的交流のさらなる多様化・一般化は有意義なだけでなく、避けられないことではないかとも思います。

まだ始まったばかりではありますが、今後もこのような活動を積極的に行っていければと思います。

2007年度の相談・受任件数の実績



相談援助利用数・代理援助利用数は2007/04/01～2007/09/30まで

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905

岡山県岡山市春日町5-6

岡山市勤労者福祉センター2階

電話 086-231-1141 FAX 086-803-3677

当事務所 Web サイト

URL <http://www.okayama-public-lo.jp/>

E-MAIL: info@okayama-public-lo.jp